

# 「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 義母の遺産は「ない」と言う 義弟の態度にどうすれば…

先般亡くなった義母のことで相談です。

義父が20年前に亡くなったあと、義母は長男である私の夫の所に来ました。私たちには娘と息子がいます。夫が10年前、まだ50代で亡くなったので、義母は次男の所に移りました。

その後も私たちは時折義弟方を訪ねたり、入院時には私と娘が看病に行ったりして付き合いを続けていましたが、最後のころは認知症がありました。

子供2人には亡夫の相続権があるので、私は義弟からそのうち遺産分けの話があると待っていたのですが何もなく、49日が済んだ後、私のほうからやんわ

りと切り出しました。

すると義弟は、「おばあちゃんのお金？ ないよ」と軽く言うだけでいっこうに取り合おうとしません。通帳すら見せてくれないのです。

しかし、義母には義父の家を処分した際まとまったお金も入ってきいて、同居していた折り、「預金が2000万円はある」と誇らしげに言っていたの

です。株もやっていたし、年金もありました。

もちろん私たちもお金に困っているわけではないので、実際に遺産がないのであれば仕方ないのですが、こういう態度では長男であった亡夫も浮かばれません。

どうすればよいでしょうか。

お腹立ちのことでしょう。

金融機関は、名義者の死亡後は相続人全員の印がなければ解約に応じないはずなので、預貯金は生前に引き下ろされていた、つまり預貯金はないという事実自体は正しいと思われます。

問題は、引き下ろしは義母自身の意思であったのか、用途は何だったのかということですね。株をやっておられたとのこと、株は儲かる時もあるが大損をする時もあるので、もし株に失敗してなくなってしまったというのであれば文字通り、遺産はないのかもしれませんが、反対に、義弟が勝手に下ろしたとか、義母が義弟に生前贈与していたというのであればその額は本来遺産です。

弁護士に頼んで義弟宛に内容証明を送るという手もあります。が、そうしたら通帳を見せてくれ、出金状況の正しい説明をしてくれるかは分かりませんし、説明内容が正しいかも分かりません。

まずは、子供さん2人（相続分各4分の1）から、義母の取

引銀行に対して、履歴照会をしてはいかがでしょうか。弁護士を通さなくても、相続権を証明する戸籍を添えて請求すれば銀行は照会に応じてくれます。銀行・支店が特定できなければ、思い当たる銀行・支店に広く照会をかけることになります。大体は住居近くの銀行にしているものですが、転居時にどうしたでしょうか。

併せて、取引していた証券会社にも履歴照会をしましょう。株式が残っていればもちろん遺産ですし、銀行履歴と照らし合わせて金の動きを見ることができます。そのうえで遺産はあるとなれば、家庭裁判所に遺産分割調停を起すことになります。残念ながら裁判所は、遺産がどこにどれだけあるかについて

一切調べてはくれないので、当事者が予め調べて調停を起さなければならぬのです。不動産や預貯金などは調査が可能ですが、現金や貴金属などはその存在自体調査のしようがなく、同居していた者が事実上圧倒的に強いのです。

裁判所の管轄は相手方、つまり義弟の住所地の家裁です。弁護士に依頼すれば、費用がかかりますが、月1回各2時間を要する調停期日に出向かなくても済みます。もちろん弁護士に頼まず、本人が勤めを休んで、自分で臨んでもよいのです。調停期日は大体5回程度ですが、相手の対応次第ではもっと長くかかる場合もあります。

納得のいく解決ができるよう祈っています。

## 裁判所は遺産については調べてくれません。 ご自身で遺産の状況を調べて解決を図りましょう。

